

●はしがき

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）が、第213回国会（常会）において成立し、同月24日に公布されました。この改正法は、公布日から2年以内に定める日に施行されます。

父母の離婚後の子の養育の在り方は、子の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要です。本改正法は、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するために、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を見直すものです。

改正法における見直しの内容は、親の責務等に関する規定の新設、親権に関する改正、養育費、親子交流に関する改正等、いずれも国民生活の基盤に関わる基本的かつ重要な事柄についてのルールですから、いかなる検討を経て、どのような規定が設けられるに至ったのかについては、できるだけ多くの方々に、広く理解していただくべきものと考えられます。

そこで、本書では、改正法の趣旨及び内容について、一問一答形式により分かりやすく解説することにしました。もとより、改正法による改正事項には様々な内容・性質のものが含まれており、その解釈・運用に関わる論点も多岐にわたりますので、それら全てを網羅的に取り上げることは困難ですが、裁判実務に携わる方々だけでなく、様々な立場の方々に本書を参照していただくことを念頭に、改正法の主要な規律の根底にある基本的な考え方をできるだけ明らかにしつつ、幅広い読者の関心に応えられるような内容とすることを心掛けました。

本書の執筆は、編者である北村のほか、法務省民事局において改正法の立案事務に従事した松波卓也、太田健介、廣瀬智彦が分担して行い、北村が全体の調整を行いました。また、執筆に当たっては立案準備に大きく貢献した寺下征司、岡本和香、民事局調査員の池田悠太東北大学大学院法学研究科准教授、大和田準弁護士の各氏、法案の国会審議に従事した国分貴之、伊賀和幸、畑政和、満田悟、沼田真一の各氏から有益な助言等をいただきました。なお、本書中意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解を述べたものにすぎ

ず、その内容についての責任もひとえに筆者らが負うべきものです。

今般の法改正に当たっては、法制審議会家族法制部会において部会長を務められた大村敦志学習院大学大学院法務研究科教授をはじめとする同部会の委員・幹事の方々のほか、ご自身の貴重な経験や知見を惜しみなく共有くださった方々、更にはこの法改正に関心を寄せてくださった多くの方々のご理解とご協力のおかげにほかなりません。一人一人のお名前を挙げることはできませんが、この場をお借りして、皆様に対して、心よりのお礼を申し上げます。また、本書の刊行に当たっては、株式会社商事法務コンテンツ制作部の池田知弘氏に大変お世話になりました。記して謝意を表します。

最後に、法制審議会家族法制部会における調査審議においては、要綱案の取りまとめ後に急逝された故窪田充見神戸大学大学院法学研究科教授から温かい御指導をいただきました。改めて窪田教授のご冥福をお祈りしつつ、謹んで窪田教授に本書を捧げたいと思います。

令和7年7月

法務省民事局民事第二課長（前法務省民事局参事官） 北村治樹

一問一答 令和6年民法等改正

——家族法制の見直し（親権・養育費・親子交流等）

もくじ

第1章 総 論

- Q1 今回、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の一部改正がされたのはなぜか。 I
- Q2 今回の改正の要点は、どのようなものか。 3
- Q3 改正法案の提出に至る経緯は、どのようなものか。 5
- Q4 家族法制の見直しに関するパブリック・コメントの手續の結果は、どのようなものか。 9
- Q5 改正法案の立案の過程において、子の意見は、どのように考慮され、反映されたか。 II
- Q6 改正法案の国会における審議の経過及び内容はどのようなものであったか。 12

第2章 親の責務等

- Q7 親の責務等の規定を設けた趣旨は何か（新民法第817条の12関係）。 18
- Q8 新民法第817条の12第1項において「子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない」としている責務の内容は、どのようなものか。 20
- Q9 法第817条の12第1項において「その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」としている責務の内容は、どのようなものか。 22
- Q10 父母相互の人格尊重義務や協力義務の内容は、どのようなものか（新民法第817条の12第2項関係）。 24
- Q11 父又は母が親の責務等の規定に違反した場合には、どのような効果が生じるか。 26

第3章 親 権

- Q12 親権とは何か。また、親権の性質についての改正の趣旨は何か（新民法第818条第1項関係）。 27

-
- Q13 父母の離婚後の親権者に関する改正の概要は、どのようなものか（新民法第765条、第819条等関係）。 29
- Q14 離婚後単独親権制度を見直して離婚後の父母双方を親権者と定めることができることとした趣旨は何か（新民法第819条関係）。 30
- Q15 離婚後単独親権制度の見直しに当たり、その見直しに慎重な意見は、どのように考慮されたか。 32
- Q16 新民法の下では、離婚後の親権者は、どのように定められるか。また、その定めの際に、子の意見は考慮されるか。 34
- Q17 裁判所が親権者の指定又は変更をするに当たっては、どのような事情が考慮されるか。また、各考慮要素について、当事者の一方が立証責任を負うか。（新民法第819条第7項関係） 38
- Q18 新民法第819条第7項第1号の「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれ」の有無や同項第2号の「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれ」の有無は、どのように判断されるか。 41
- Q19 親権者の指定又は変更の要件に関し、父母双方を親権者と定めることができる場合を、父母の合意がある場合に限定していないのはなぜか。また、父母の合意がないことを考慮しても父母双方を親権者と定めることが子の利益のため望ましい場合としては、どのような場合が考えられるか。 44
- Q20 新民法第819条第7項第2号の「父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」としては、どのような場合が考えられるか。 46
- Q21 父母双方がそれぞれ自らを単独の親権者と定めることを主張して協議が調わない場合に、裁判所は、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるか。 48
- Q22 親権者の定めについての父母の協議が調わない場合であっても協議上の離婚をすることができる旨の規定を設けた趣旨は何か（新民法第765条第1項関係）。 49
- Q23 親権者の定め協議が調わない場合において協議離婚をしたときは、その後、どのような手続により離婚後の親権者が定められるか。また、親権者の定めがされるまでの間は父母のいずれが親権を行うか。（新家事事件手続法第169条の2、第169条の3、第273条第3項関係） 51
- Q24 親権者変更の申立権者を拡大した趣旨は何か（新民法第819条第6項関係）。 53

- Q25 親権者変更は、どのような場合に認められるか。また、親権者変更の理由がないにもかかわらず、濫用的な親権者変更の申立てがされた場合には、家庭裁判所はどのような対応をすることができるか。 54
- Q26 別居親が養育費の支払のような子の養育に関する責任を十分に果たしてきたかは、親権者の変更の判断においてどのように評価されるか。 56
- Q27 父母の協議により定められた親権者の変更について判断する際の考慮要素を規定した趣旨は何か（新民法第 819 条第 8 項関係）。 57
- Q28 改正法の施行前に父母が離婚し、単独親権の定めがされていたケースにおいて、改正法の施行後に、親権者を父母双方に変更することはできるか。 59
- Q29 子の出生前に父母が離婚した場合や、婚姻関係にない父母間の子について父が認知した場合には、父母双方を親権者と定めることはできるか（新民法第 819 条第 3 項及び第 4 項関係）。 61
- Q30 親権の行使方法についての改正の概要は、どのようなものか（新民法第 824 条の 2 関係）。 62
- Q31 父母双方が親権者である場合に、「親権は、父母が共同して行う」とこととしているのはなぜか。また、親権を「父母が共同して行う」とは、どのようなものか。（新民法第 824 条の 2 第 1 項本文関係） 63
- Q32 「他の一方が親権を行うことができないとき」としては、どのような場合が考えられるか（新民法第 824 条の 2 第 1 項第 2 号関係）。 65
- Q33 父母双方が親権者である場合であっても「監護及び教育に関する日常の行為」については親権の単独行使を可能としているのはなぜか。また、「監護及び教育に関する日常の行為」とは、どのようなものか。（新民法第 824 条の 2 第 2 項関係） 66
- Q34 親権者である父母が別居している場合に、同居親は、別居親からの干渉を受けることなく、「監護及び教育に関する日常の行為」をすることができるか。また、新民法第 824 条の 2 第 2 項に基づいて「監護及び教育に関する日常の行為」をすることができる主体は、同居親に限られるか。 69
- Q35 「子の利益のため急迫の事情があるとき」とは、どのような場合をいうか（新民法第 824 条の 2 第 1 項第 3 号関係）。 71
- Q36 家庭裁判所が父母の一方を特定の事項に係る親権行使者と定めることができる手続を新設したのはなぜか。また、特定の事項に係る親権行使者を指定するための要件は何か。（新民法第 824 条の 2 第 3 項関係） 73

- Q37 特定の事項に係る親権行使者の指定の審判事件や調停事件の手續の概要は、どのようなものか（新家事事件手続法第3条の8、第167条から第169条まで、第171条、第172条、第175条及び第252条）。 76
- Q38 離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、裁判所がその附帯処分として親権行使者の指定の裁判をすることはできるか（新人事訴訟法第32条関係）。 79
- Q39 新民法の下では、父母双方が親権者である場合において、その一方が、他方の同意を得ることなく、子を連れて別居することはできるか。また、そのような行為の結果として子と別居することとなった父母は、子と同居する親に対して、子の引渡しを求めることができるか。 80
- Q40 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、子は、離婚後の父及び母のいずれの氏を称することとなるか。また、子の氏を変更するための手續はどのようなものか。 83
- Q41 新民法第824条の2によれば父母が共同して親権を行うべき事項について、その一方が、他方の父母の意思に反して、子を法定代理して契約を締結した場合には、当該契約は有効か。 85
- Q42 子が、父母の一方のみの同意を得て、契約を締結した場合には、他の父母は当該契約を取り消すことができるか。 86
- Q43 父母の離婚後の子の監護に関する改正の概要は、どのようなものか（新民法第766条及び第824条の3関係）。 87
- Q44 「監護の分掌」とは何か。「監護の分掌」に関しては、どのような改正をしているか（新民法第766条第1項関係）。 88
- Q45 監護者の定めがされた場合には、監護者はどのような権利義務を有するか。また、監護者は、子の財産管理をしたり、子を法定代理して子名義の契約を締結したりすることができるか。（新民法第824条の3第1項関係） 90
- Q46 監護者の定めがされた場合には、監護者以外の親権者は、一切の身上監護を行うことができなくなるか（新民法第824条の3第2項関係）。 93
- Q47 監護者は、身上監護に関する一切の行為を何らの制約なく自由に行うことができることとなるか。例えば、監護者が子の利益に反するような行為をしようとした場合に、監護者以外の親権者は、子の利益を保護するため、何をすることができるか。 94
- Q48 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に監護者の定めをすることを必須としなかった趣旨は何か。また、裁判所が離婚判決において離婚後の父母双

方を親権者と指定する場合に、その附帯処分として監護者の定めをすべきかどうかについては、どのように判断されることとなるか。 96

Q49 父母双方が親権者である場合において、子の身上監護に関する父母の意見対立が生じた際には、親権行使者の指定の申立てと子の監護に関する処分の申立てのいずれの申立てをすべきか。 98

Q50 父母の一方が家庭裁判所に対して監護者指定の審判の申立てをした場合において、家庭裁判所が、監護の分掌の審判をすることや、特定事項に係る親権行使者の指定の審判をすることは、できるか。 101

Q51 旧民法の下では、同法第 766 条の類推適用により父母の婚姻中に監護者の定めをすることがあったが、このような解釈は、改正法によりどのような影響を受けるか。 103

第 4 章 養育費

Q52 養育費についての改正の背景及び概要はどのようなものか。 104

Q53 養育費債権に一般先取特権を付与している趣旨は何か（新民法第 306 条第 3 号及び第 308 条の 2 関係）。 106

Q54 子の監護費用の先取特権の順位を雇用債権の先取特権に次ぐ順位としているのはなぜか（新民法第 306 条第 3 号関係）。 107

Q55 新民法第 308 条の 2 によって一般先取特権が付与される債権の種類は、どのようなものか。また、それらの債権に付与される先取特権の金額はいくらか。（新民法第 308 条の 2 関係） 108

Q56 子の監護の費用の先取特権の実行の手続はどのようなものか。 111

Q57 給与債権に関する情報取得手続の申立ての要件の見直しの概要は、どのようなものか（新民事執行法第 206 条第 2 項関係）。 113

Q58 父母が養育費の取決めをせずに離婚した場合であっても父母の一方が他の一方に一定の金銭を請求することができるとする「法定養育費」の規定を新設した趣旨は何か（新民法第 766 条の 3 関係）。 114

Q59 法定養育費の規定の新設は、父母の協議等による養育費の取決めの必要性・重要性にどのような影響を与えるか。 115

Q60 法定養育費の請求の主体、請求の要件、法定養育費が発生する始期及び終期やその支払時期については、どのような規定が設けられているか（新民法第 766 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係）。 116

Q61 法定養育費の額については、どのような規定が設けられているか（新民法

第 766 条の 3 第 1 項関係)。 I19

Q62 父母が養育費の取決めをせずに離婚した場合において、父母の一方が他の一方に対して法定養育費の額よりも高額な養育費を請求するためには、どのようにすれば良いか。 I20

Q63 法定養育費の請求のための執行手続については、どのような規定が設けられているか。 I21

Q64 法定養育費の請求を受けた者は、その資力が乏しいことを理由として、法定養育費の支払を拒んだり、減額・免除等を求めたりすることができるか（新民法第 766 条の 3 第 1 項ただし書及び第 3 項関係）。 I23

Q65 父母の離婚後に父母の協議により養育費の取決めをするときには、それまでに発生している法定養育費について、どのような点に留意する必要があるか。 I25

Q66 父母の離婚後に家庭裁判所が養育費の定めをする旨の審判をする場合において、未払の法定養育費があるときは、家庭裁判所は、当該審判により新たに形成する養育費とともに、当該未払法定養育費についても、当事者に対し、その支払を命ずることができるか。 I26

Q67 養育費等の請求権を有する者が財産開示手続の申立てをした場合に、その手続において開示された債権に対する差押命令の申立てがされたものとみなすこととした趣旨は何か。また、この場合の手続の概要は、どのようなものか。（新民事執行法第 167 条の 17 関係） I28

Q68 養育費等に関する審判事件における情報開示命令の概要は、どのようなものか。また、当事者がこの命令に違反した場合の制裁について、どのような規定が設けられているか。（新家事事件手続法第 152 条の 2 等関係） I32

第 5 章 親子交流

Q69 親子交流についての改正の背景及び概要はどのようなものか。 I34

Q70 旧民法第 766 条第 1 項の「面会及びその他の」の語を削除したのはなぜか（新民法第 766 条第 1 項関係）。 I35

Q71 婚姻中の親子交流についての規定を設けた趣旨は何か（新民法第 817 条の 13 関係）。 I36

Q72 親子交流の試行的実施についての規定を設けた趣旨は何か（新家事事件手続法第 152 条の 3 等関係）。 I38

Q73 親子交流の試行的実施についての手続の概要はどのようなものか（新家事

- 事件手続法第 152 条の 3 等関係)。 139
- Q74 家庭裁判所が親子交流の試行的実施を促すための要件はどのようなものか
(新家事事件手続法第 152 条の 3 第 1 項関係)。 141
- Q75 親子交流の試行的実施を促す時期や回数については、どのように考えれば
よいか (新家事事件手続法第 152 条の 3 第 1 項関係)。 143
- Q76 家庭裁判所は、親子交流の試行的実施を促すに当たり、どのような事項を
定めるのか (新家事事件手続法第 152 条の 3 第 2 項関係)。 144
- Q77 裁判所外において親子交流の試行的実施をする場合には、どのような点に
留意する必要があるか。 146
- Q78 親子交流の試行的実施の結果の報告については、どのような規定が設けら
れているか (新家事事件手続法第 152 条の 3 第 3 項関係)。 147
- Q79 裁判所が試行的実施を促したにもかかわらず、当事者がこれに応じない場
合にはどのような対応がされることになるか (新家事事件手続法第 152 条の
3 第 3 項関係)。 148
- Q80 新設される親子交流の試行的実施の手続は、改正前の家庭裁判所の実務に
おいて実施されていた「試行的面会交流」とは何が異なるか。 149
- Q81 父母以外の親族と子との交流についての規定を設けた趣旨は何か (新民法
第 766 条の 2、第 817 条の 13 関係)。 151
- Q82 家庭裁判所が父母以外の親族と子との交流の実施について定めるための要
件については、どのような規定が設けられているか (新民法第 766 条の 2 第
1 項関係)。 153
- Q83 父母以外の親族が、自らと子との交流について、家庭裁判所に対する審判
等の申立てをするための要件については、どのような規定が設けられている
か (新民法第 766 条の 2 第 2 項関係)。 154
- Q84 新民法第 766 条の 2 の規定は、①父母の協議により父母以外の親族と子と
の交流について定める場合や、②家庭裁判所が父母と子との交流 (親子交
流) について定める際にその条件の 1 つとして父母以外の第三者の関与につ
いて定める場合にも適用されるか。 156
- Q85 父母以外の親族と子との交流に関する処分の審判等の手続について、どの
ような改正をしているか (新家事事件手続法第 156 条第 2 項関係)。 157
- Q86 改正後は、家庭裁判所の審判等で定められた親子交流について、どのよう
に履行確保が図られることになるか。 158
- Q87 親子交流を親又は子の権利として規定しなかったのはなぜか。 159

第6章 養子縁組

- Q88 養子縁組についての改正の概要はどのようなものか。 160
- Q89 養子縁組がされた場合の親権者の規定については、どのような改正がされているか（新民法第818条第3項関係）。 161
- Q90 15歳未満の子が養子となる養子縁組に関する法定代理人の代諾については、どのような改正がされているか（新民法第797条第3項及び第4項関係）。 162
- Q91 15歳未満の子が養子である離縁に関する規律については、どのような改正がされているか（新民法第811条第3項及び第4項関係）。 165

第7章 財産分与

- Q92 財産分与についての改正の概要はどのようなものか。 166
- Q93 家庭裁判所に対して財産分与に関する処分を請求することができる期間については、どのような改正がされているか（新民法第768条第2項ただし書関係）。 167
- Q94 財産分与の目的や考慮要素については、どのような改正がされているか（新民法第768条第3項前段関係）。 168
- Q95 財産分与に当たって、婚姻中の財産の取得又は維持についての当事者の寄与の程度を「その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする」こととしているのはなぜか（新民法第768条第3項後段関係）。 170
- Q96 財産分与に関する処分の審判事件における情報開示命令の概要は、どのようなものか。また、当事者がこの命令に違反した場合について、どのような規定が設けられているか。（新家事事件手続法第152条の2等関係） 171

第8章 その他

- Q97 夫婦間の契約の取消権に関する規定を削除したのはなぜか（旧民法第754条関係）。 173
- Q98 「強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」を離婚原因から削除したのはなぜか（旧民法第770条第1項第4号関係）。 174
- Q99 ①父母の離婚後の子の養育に関する講座（離婚後養育講座）を受講したことを協議離婚の要件とする仕組みや、②養育費や親子交流を含めた子の監護について必要な事項の取決め（養育計画）を作成することを協議離婚の要件

とする仕組みを採用しなかったのはなぜか。 175

Q100 父母以外の第三者が子の監護者となることのできるとする規定を設けなかったのはなぜか。 178

第9章 施行日・経過措置

Q101 改正法の施行日はいつか（附則第1条関係）。 179

Q102 新民法の規定は、施行日前に生じた事項にも適用されるか（附則第2条関係）。 181

Q103 養育費に関する経過措置については、どのような規律が設けられているか（附則第3条関係）。 182

Q104 財産分与に関する経過措置については、どのような規律が設けられているか（附則第4条関係）。 183

Q105 離婚原因に関する経過措置については、どのような規律が設けられているか（附則第5条関係）。 184

Q106 施行日前に旧民法の規定に基づいて親権者の変更の請求がされた場合において、家庭裁判所が施行日後にその判断をするときは、どのような点に留意する必要があるか（附則第6条関係）。 185

Q107 民事執行法の一部改正に伴う経過措置については、どのような規律が設けられているか（附則第7条関係）。 186

Q108 改正法の円滑な施行に向けて、どのような取組がされているか。 187

事項索引 189